

医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の I F 記載要領 2008 に準拠して作成

鎮痒剤

クロタミトン クリーム 10% 「タイヨー」

CROTAMITON

クロタミトンクリーム

剤形	クリーム
製剤の規制区分	—
規格・含量	1g 中：クロタミトン……………100mg（10%）
一般名	和名：クロタミトン（JAN） 洋名：Crotamiton（JAN, INN）
製造販売承認年月日 薬価基準収載・ 発売年月日	製造販売承認年月日：2008年10月7日（販売名変更による） 薬価基準収載年月日：2009年9月25日（販売名変更による） 発売年月日：2006年7月7日
開発・製造販売（輸入）・ 提携・販売会社名	販 売：武田薬品工業株式会社 製造販売元：武田テバファーマ株式会社
医薬情報担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	武田テバファーマ株式会社 武田テバ DI センター TEL 0120-923-093 受付時間 9:00～17:30（土日祝日・弊社休業日を除く） 医療関係者向けホームページ https://www.med.takeda-teva.com

本 I F は 2009 年 9 月作成の添付文書の記載に基づき作成した。

最新の添付文書情報は、医薬品医療機器情報提供ホームページ
<http://www.info.pmda.go.jp/> にてご確認ください。

I F 利用の手引きの概要

— 日本病院薬剤師会 —

1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書（以下、添付文書と略す）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和 63 年に日本病院薬剤師会（以下、日病薬と略す）学術第 2 小委員会が「医薬品インタビューフォーム」（以下、I F と略す）の位置付け並びに I F 記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成 10 年 9 月に日病薬学術第 3 小委員会において I F 記載要領の改訂が行われた。

更に 10 年が経過した現在、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成 20 年 9 月に日病薬医薬情報委員会において新たな I F 記載要領が策定された。

2. I F とは

I F は「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等は I F の記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供された I F は、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

[I F の様式]

- ①規格は A 4 判、横書きとし、原則として 9 ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。
- ② I F 記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。
- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「I F 利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2 頁にまとめる。

[I F の作成]

- ① I F は原則として製剤の投与経路別（内用剤、注射剤、外用剤）に作成される。
- ② I F に記載する項目及び配列は日病薬が策定した I F 記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとの I F の主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「I F 記載要領 2008」により作成された I F は、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体（PDF）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

[I F の発行]

- ①「医薬品インタビューフォーム記載要領 2008」（以下、「I F 記載要領 2008」と略す）は、平成 21 年 4 月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ②上記以外の医薬品については、「I F 記載要領 2008」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合には I F が改訂される。

3. I Fの利用にあたって

「医薬品インタビューフォーム記載要領 2008」においては、従来の主にMRによる紙媒体での提供に替え、PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則で、医療機関でのIT環境によっては必要に応じてMRに印刷物での提供を依頼してもよいこととした。

電子媒体のI Fについては、医薬品医療機器総合機構の医薬品医療機器情報提供ホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、I Fの原点を踏まえ、医療現場に不足している情報やI F作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、I Fの利用性を高める必要がある。

また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、I Fが改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、I Fの使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器情報提供ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることもあり、その取扱いには十分留意すべきである。

4. 利用に際しての留意点

I Fを薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。I Fは日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、I Fがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり、今後インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要がある。
(2008年9月)

目 次

1. 概要に関する項目	1	8. 安全性（使用上の注意等）に関する項目	11
1-1. 開発の経緯	1	8-1. 警告内容とその理由	11
1-2. 製品の治療学的・製剤学的特性	1	8-2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）	11
2. 名称に関する項目	2	8-3. 効能・効果に関連する使用上の注意とその理由	11
2-1. 販売名	2	8-4. 用法・用量に関連する使用上の注意とその理由	11
2-2. 一般名	2	8-5. 慎重投与内容とその理由	11
2-3. 構造式又は示性式	2	8-6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	11
2-4. 分子式及び分子量	2	8-7. 相互作用	11
2-5. 化学名（命名法）	2	8-8. 副作用	11
2-6. 慣用名、別名、略号、記号番号	2	8-9. 高齢者への投与	12
2-7. CAS登録番号	2	8-10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	12
3. 有効成分に関する項目	3	8-11. 小児等への投与	12
3-1. 物理化学的性質	3	8-12. 臨床検査結果に及ぼす影響	12
3-2. 有効成分の各種条件下における安定性	3	8-13. 過量投与	12
3-3. 有効成分の確認試験法	3	8-14. 適用上の注意	12
3-4. 有効成分の定量法	3	8-15. その他の注意	12
4. 製剤に関する項目	4	8-16. その他	12
4-1. 剤形	4	9. 非臨床試験に関する項目	13
4-2. 製剤の組成	4	9-1. 薬理試験	13
4-3. 用時溶解して使用する製剤の調製法	4	9-2. 毒性試験	13
4-4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意	4	10. 管理的事項に関する項目	14
4-5. 製剤の各種条件下における安定性	4	10-1. 規制区分	14
4-6. 溶解後の安定性	4	10-2. 有効期間又は使用期限	14
4-7. 他剤との配合変化（物理化学的变化）	5	10-3. 貯法・保存条件	14
4-8. 溶出性	6	10-4. 薬剤取扱い上の注意点	14
4-9. 生物学的試験法	6	10-5. 承認条件等	14
4-10. 製剤中の有効成分の確認試験法	6	10-6. 包装	14
4-11. 製剤中の有効成分の定量法	6	10-7. 容器の材質	14
4-12. 力価	6	10-8. 同一成分・同効薬	14
4-13. 混入する可能性のある夾雑物性	6	10-9. 国際誕生年月日	14
4-14. 治療上注意が必要な容器に関する情報	6	10-10. 製造販売承認年月日及び承認番号	14
4-15. 刺激性	6	10-11. 薬価基準収載年月日	14
4-16. その他	6	10-12. 効能・効果追加、用法・用量変更追加等の年月日及びその内容	15
5. 治療に関する項目	7	10-13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容	15
5-1. 効能又は効果	7	10-14. 再審査期間	15
5-2. 用法及び用量	7	10-15. 投薬期間制限医薬品に関する情報	15
5-3. 臨床成績	7	10-16. 各種コード	15
6. 薬効薬理に関する項目	8	10-17. 保険給付上の注意	15
6-1. 薬理学的に関連ある化合物又は化合物群	8	11. 文献	16
6-2. 薬理作用	8	11-1. 引用文献	16
7. 薬物動態に関する項目	9	11-2. その他の参考文献	16
7-1. 血中濃度の推移・測定法	9	12. 参考資料	17
7-2. 薬物速度論的パラメータ	9	12-1. 主な外国での発売状況	17
7-3. 吸収	9	12-2. 海外における臨床支援情報	17
7-4. 分布	9	13. 備考	18
7-5. 代謝	10	13-1. その他の関連資料	18
7-6. 排泄	10		
7-7. 透析等による除去率	10		

1. 概要に関する項目

1-1. 開発の経緯

クロタミトンは、鎮痒剤であり、国内では外用剤として1957年に発売された。

弊社は、後発医薬品としてクロタミトン軟膏10%「タイヨー」の開発を企画し、医薬発第481号（平成11年4月8日）に基づき規格及び試験方法を設定、加速試験及び生物学的同等性試験を実施し、2006年3月に承認を取得、2006年7月に上市した。

その後、「医療事故を防止するための医薬品の表示事項及び販売名の取扱いについて」（平成12年9月19日 医薬発第935号）に基づき、販売名をクロタミトン軟膏10%「タイヨー」からクロタミトンクリーム10%「タイヨー」へ変更して、2008年10月に承認を取得、2009年9月に薬価基準収載された。

1-2. 製品の治療学的・製剤学的特性

1. クロタミトンクリーム 10%「タイヨー」は、クロタミトンを主成分とする鎮痒作用を有する乳剤性軟膏で、湿疹、じん麻疹、神経皮膚炎、皮膚瘙癢症、小児ストロフルスに対する適応を取得している。
2. アンモニアやラウリム硫酸ナトリウムを使用していない。

2. 名称に関する項目

2-1. 販売名

①和名

クロタミトンクリーム 10%「タイヨー」

②洋名

CROTAMITON

③名称の由来

主成分「クロタミトン」より命名

2-2. 一般名

①和名（命名法）

クロタミトン(JAN)

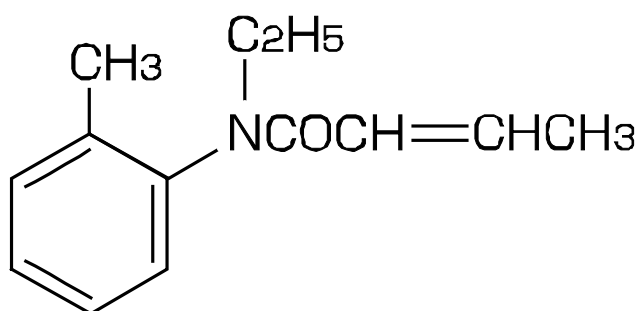
②洋名（命名法）

Crotamiton(JAN, INN)

③ステム

不明

2-3. 構造式又は示性式



2-4. 分子式及び分子量

分子式：C₁₃H₁₇NO

分子量：203.28

2-5. 化学名（命名法）

crotonyl-*N*-ethyl-*o*-toluidine (IUPAC)

2-6. 慣用名、別名、略号、記号番号

特になし

2-7. CAS 登録番号

483-63-6

3. 有効成分に関する項目

3-1. 物理化学的性質

① 外観・性状

無色～淡黄色澄明の液で、低温において一部又は全部が固化することがあり、わずかに特異なおいがある。

② 溶解性

溶 媒	溶解性 (1g を溶かすに要する溶媒量)
メタノール	混和する
エタノール (95)	混和する
アセトン	混和する
ジエチルエーテル	混和する
クロロホルム	混和する
シクロヘキサン	混和する
石油エーテル	混和する
水	100mL 以上 1000mL 未満

③ 吸湿性

該当資料なし

④ 融点 (分解点)、沸点、凝固点

該当資料なし

⑥ 分配係数

該当資料なし

⑦ その他の主な示性値

屈折率 n_D^{20} : 1.540～1.543

3-2. 有効成分の各種条件下における安定性

該当資料なし

3-3. 有効成分の確認試験法

- (1) ジアゾ試液による呈色反応
- (2) 紫外可視吸光度測定法
- (3) 赤外吸収スペクトル測定法

3-4. 有効成分の定量法

窒素定量法

4. 製剤に関する項目

4-1. 剤形

①投与経路

経皮

②剤形の区別、規格及び性状

剤形の区別：クリーム

規格：1g 中クロタミトン 100mg 含有（10%）

性状：芳香がある白色～黄白色の乳剤性軟膏

③製剤の物性

該当資料なし

④識別コード

該当しない

⑤pH、浸透圧比、粘度、比重、安定な pH 域等

該当資料なし

⑥無菌の有無

該当資料なし

4-2. 製剤の組成

①有効成分（活性成分）の含量

4-1 ②の項参照

②添加物

グリセリン、ステアリン酸、セタノール、トリエタノールアミン、パラオキシ安息香酸プロピル、パラオキシ安息香酸メチル、ポリオキシエチレンベヘニルエーテル、ミリスチン酸イソプロピル、モノステアリン酸グリセリン、硫酸オキシキノリン、香料

③その他

特になし

4-3. 用時溶解して使用する製剤の調製法

該当しない

4-4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意

該当しない

4-5. 製剤の各種条件下における安定性¹⁾

< 加速試験 >

保存条件：アルミチューブ／褐色ガラス瓶、40±1℃、75±5%RH

試験項目		規格	試験開始時	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月
性状	アルミチューブ	芳香がある白色～黄白色の乳剤性軟膏	白色の乳剤性軟膏で芳香があった。	同左	同左	同左
	褐色ガラス瓶		白色の乳剤性軟膏で芳香があった。	同左	同左	同左
定量 (%)	アルミチューブ	93.0～107.0	101.4±0.3	103.0±1.9	100.0±1.2	99.7±1.9
	褐色ガラス瓶		102.9±0.7	102.4±1.3	101.8±1.1	101.2±0.8

(平均値±標準偏差)

4-6. 溶解後の安定性

該当しない

4-7. 他剤との配合変化（物理化学的变化）²⁾

保存条件：気密プラスチック製容器、室温（遮光下）

配合条件：クロタミトンクリーム 10%「タイヨー」と各配合製剤を 1:1 の割合で配合

配合製剤	試験項目	配合直後	2週間後	4週間後
ヒルドイド	外観	白色 分離なし	同左	同左
	pH	7.24	7.33	7.37
	定量 ^{注1)}	100	-	102.5
ヒルドイドソフト	外観	液状化	同左	同左
	pH	7.19	7.16	7.18
	定量 ^{注1)}	100	-	100.6
ウレパール	外観	白色 分離なし	同左	同左
	pH	5.32	5.25	5.27
	定量 ^{注1)}	100	-	95.7
パスタロン20ソフト	外観	液状化	同左	同左
	pH	6.96	7.01	7.05
	定量 ^{注1)}	100	-	103.0
ケラチナミンコーワ軟膏20%	外観	白色 分離なし	同左	同左
	pH	6.29	6.09	6.09
	定量 ^{注1)}	100	-	100.2
ウレアクリーム20%「イワキ」	外観	液状化	同左	同左
	pH	6.69	6.49	6.54
	定量 ^{注1)}	100	-	100.1
アンテベート軟膏	外観	白色 分離なし	同左	同左
	pH	7.55	7.51	7.48
	定量 ^{注1)}	100	-	84.9
サレックス軟膏0.05%	外観	白色 分離なし	同左	同左
	pH	7.55	7.51	7.51
	定量 ^{注1)}	100	-	96.4
サレックスクリーム0.05%	外観	白色 分離なし	同左	同左
	pH	6.27	6.06	6.08
	定量 ^{注1)}	100	-	100.0
スチブロン軟膏	外観	白色 分離なし	同左	同左
	pH	7.44	7.32	7.34
	定量 ^{注1)}	100	-	98.1
デルモゾールG軟膏	外観	白色 分離なし	同左	同左
	pH	6.18	6.24	6.26
	定量 ^{注1)}	100	-	98.7
デルモゾール軟膏	外観	白色 分離なし	同左	同左
	pH	7.47	7.47	7.49
	定量 ^{注1)}	100	-	97.7
パルデス軟膏	外観	白色 分離なし	同左	同左
	pH	7.49	7.47	7.50
	定量 ^{注1)}	100	-	101.6
パルデスクリーム	外観	白色 分離なし	同左	同左
	pH	6.19	6.01	6.10
	定量 ^{注1)}	100	-	98.6
マイザー軟膏	外観	液状化	同左	同左
	pH	7.49	7.42	7.48
	定量 ^{注1)}	100	-	94.1

注 1) 配合直後を 100 とした残存率で示した。

4－8. 溶出性

該当資料なし

4－9. 生物学的試験法

該当しない

4－10. 製剤中の有効成分の確認試験法

ジアゾ試液による呈色反応

4－11. 製剤中の有効成分の定量法

液体クロマトグラフィー

4－12. 力価

該当しない

4－13. 混入する可能性のある夾雑物性

該当資料なし

4－14. 治療上注意が必要な容器に関する情報

(1)本剤は金属に触れると変質することがあるので金属ベラ、金属容器の使用はできるだけ避けること。なお、ステンレス軟膏ベラを使用して小分けをすることはさしつかえない。

(2)本剤をプラスチック容器に小分けして長期間保存した場合、変色等がみられることがあるので、できるだけ早期に使用すること。

4－15. 刺激性

該当資料なし

4－16. その他

特になし

5. 治療に関する項目

5-1. 効能又は効果

湿疹、じん麻疹、神経皮膚炎、皮膚癢痒症、小児ストロフルス

5-2. 用法及び用量

通常症状により適量を1日数回患部に塗布または塗擦する。

5-3. 臨床成績

①臨床データパッケージ

該当資料なし

②臨床効果

該当資料なし

③臨床薬理試験：忍容性試験

該当資料なし

④探索的試験：用量反応探索試験

該当資料なし

⑤検証的試験

1)無作為化並行用量反応試験

該当資料なし

2)比較試験

該当資料なし

3)安全性試験

該当資料なし

4)患者・病態別試験

該当資料なし

⑥治療的使用

1)使用成績調査・特定使用成績調査（特別調査）・製造販売後臨床試験（市販後臨床試験）

該当しない

2)承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要

該当しない

6. 薬効薬理に関する項目

6-1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群

酸化亜鉛、ジフェンヒドラミン 等

6-2. 薬理作用

①作用部位・作用機序

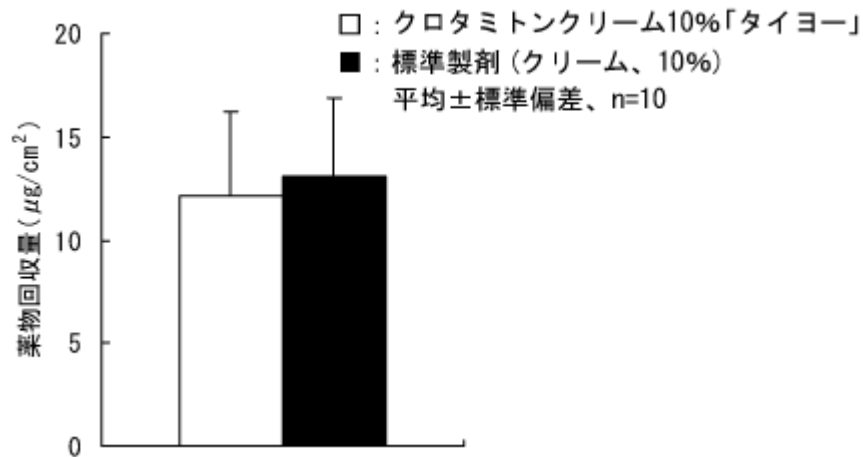
該当資料なし

②薬効を裏付ける試験成績³⁾

生物学的同等性試験

「局所皮膚適用製剤の後発医薬品のための生物学的同等性試験ガイドライン」(平成15年7月7日付 薬食審査発第0707001号)

クロタミトンクリーム10%「タイヨー」と標準製剤を、それぞれ0.5g(クロタミトンとして50mg)3箇所ずつ健康成人男子前腕部に4時間塗布して角層中未変化体濃度を測定した。角層からの薬物回収量について統計解析を行った結果、両剤の生物学的同等性が確認された。



<同等性の判定結果>

(平均±標準偏差、n=10)

	クロタミトンクリーム10% 「タイヨー」	標準製剤 (クリーム、10%)
薬物回収量(μg/cm²)(平均±標準偏差)	12.14±4.11	13.09±3.82
平均値の差(比)	-8.5% (log(0.91))	
判定基準 -20~+25%(log(0.80)~log(1.25))	適合(同等)	

角層中濃度並びに薬物回収量は、被験者の選択、角層の剥離回数・適用時間等の試験条件によって異なる可能性がある。

③作用発現時間・持続時間

該当資料なし

7. 薬物動態に関する項目

7-1. 血中濃度の推移・測定法

- ① 治療上有効な血中濃度
該当資料なし
- ② 最高血中濃度到達時間
該当資料なし
- ③ 臨床試験で確認された血中濃度
該当資料なし
- ④ 中毒域
該当資料なし
- ⑤ 食事・併用薬の影響
該当資料なし
- ⑥ 母集団（ポピュレーション）解析により判明した薬物体内動態変動要因
該当資料なし

7-2. 薬物速度論的パラメータ

- ① コンパートメントモデル
該当資料なし
- ② 吸収速度定数
該当資料なし
- ③ バイオアベイラビリティ
該当資料なし
- ④ 消失速度定数
該当資料なし
- ⑤ クリアランス
該当資料なし
- ⑥ 分布容積
該当資料なし
- ⑦ 血漿蛋白結合率
該当資料なし

7-3. 吸収

該当資料なし

7-4. 分布

- ① 血液－脳関門通過性
該当資料なし
- ② 血液－胎盤関門通過性
該当資料なし
- ③ 乳汁への移行性
該当資料なし
- ④ 髄液への移行性
該当資料なし
- ⑤ その他の組織への移行性
該当資料なし

7-5. 代謝

- ①代謝部位及び代謝経路
該当資料なし
- ②代謝に関与する酵素（CYP450等）の分子種
該当資料なし
- ③初回通過効果の有無及びその割合
該当資料なし
- ④代謝物の活性の有無及び比率
該当資料なし
- ⑤活性代謝物の速度論的パラメータ
該当資料なし

7-6. 排泄

- ①排泄部位及び経路
該当資料なし
- ②排泄率
該当資料なし
- ③排泄速度
該当資料なし

7-7. 透析等による除去率

該当資料なし

8. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

8-1. 警告内容とその理由

該当記載事項なし

8-2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）

【禁忌（次の患者には使用しないこと）】
本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

8-3. 効能・効果に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

8-4. 用法・用量に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

8-5. 慎重投与内容とその理由

該当記載事項なし

8-6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法

炎症症状が強い浸出性の皮膚炎の場合には、適切な外用剤を使用し、その炎症が軽減後もかゆみが残る場合に使用すること。

8-7. 相互作用

①併用禁忌とその理由

該当記載事項なし

②併用注意とその理由

該当記載事項なし

8-8. 副作用

①副作用の概要

本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

②重大な副作用と初期症状

該当記載事項なし

③その他の副作用

過敏症（頻度不明）

皮膚の刺激感（熱感、ひりひり感等）、接触性皮膚炎（発赤等）等があらわれることがある。[このような症状があらわれた場合には使用を中止すること。なお、塗布直後、軽い熱感を生じることがあるが、通常短時間のうちに消失する]

④項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧

該当資料なし

⑤基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度

該当資料なし

⑥薬物アレルギーに対する注意及び試験法

8-2、8-8③の項参照

8-9. 高齢者への投与

一般に高齢者では生理機能が低下しているため、大量又は長期にわたる広範囲の使用は避けること。

8-10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与

妊婦又は妊娠している可能性のある婦人に対しては大量又は長期にわたる広範囲の使用は避けること。[妊婦に対する安全性は確立していない]

8-11. 小児等への投与

乳幼児・小児に使用する場合には広範囲の部位に使用しないこと。

8-12. 臨床検査結果に及ぼす影響

該当記載事項なし

8-13. 過量投与

該当記載事項なし

8-14. 適用上の注意

- (1) 眼あるいは眼周囲及び粘膜には使用しないこと。
- (2) 本剤は金属に触れると変質することがあるので金属ベラ、金属容器の使用はできるだけ避けること。なお、ステンレス軟膏ベラを使用して小分けをすることはさしつかえない。
- (3) 本剤をプラスチック容器に小分けして長期間保存した場合、変色等がみられることがあるので、できるだけ早期に使用すること。
- (4) 塗布直後、軽い熱感を生じることがあるが、通常短時間のうちに消失する。

8-15. その他の注意

該当記載事項なし

8-16. その他

該当記載事項なし

9. 非臨床試験に関する項目

9-1. 薬理試験

- ①薬効薬理試験（「6. 薬効薬理に関する項目」参照）
- ②副次的薬理試験
該当資料なし
- ③安全性薬理試験
該当資料なし
- ④その他の薬理試験
該当資料なし

9-2. 毒性試験

- ①単回投与毒性試験
該当資料なし
- ②反復投与毒性試験
該当資料なし
- ③生殖発生毒性試験
該当資料なし
- ④その他の特殊毒性
該当資料なし

10. 管理的事項に関する項目

10-1. 規制区分

製 剤：一

有効成分：一

10-2. 有効期間又は使用期限

使用期限：3年（外装に表示の使用期限内に使用すること。）

＜安定性試験結果の概要＞¹⁾

最終包装製品を用いた加速試験（40℃、相対湿度75%、6ヵ月）の結果、クロタミトンクリーム10%「タイヨー」は通常の市場流通下において安定であることが推測された。

10-3. 貯法・保存条件

高温を避けて保存

10-4. 薬剤取扱い上の注意点

① 薬局での取り扱いについて

「8. 安全性(使用上の注意等)に関する項目」を参照すること。

② 薬剤交付時の注意（患者等に留意すべき必須事項等）

「8. 安全性(使用上の注意等)に関する項目」を参照すること。

10-5. 承認条件等

該当しない

10-6. 包装

10g×10、500g

10-7. 容器の材質

	容器	キャップ
チューブ	アルミニウム	ポリプロピレン
瓶	褐色ガラス	ポリプロピレン

10-8. 同一成分・同効薬

同一成分薬：オイラックスクリーム10%(ノバルティス)

同 効 薬：酸化亜鉛製剤、ジフェンヒドラミン製剤 等

10-9. 国際誕生年月日

該当しない

10-10. 製造販売承認年月日及び承認番号

製造販売承認年月日：2008年10月7日

承認番号：22000AMX02210000

（旧販売名：クロタミトン軟膏10%「タイヨー」 承認年月日：2006年3月15日）

10-11. 薬価基準収載年月日

2009年9月25日

[クロタミトン軟膏10%「タイヨー」(旧販売名)：2006年7月7日 経過措置期間満了予定：2010年6月30日]

10-12. 効能・効果追加、用法・用量変更追加等の年月日及びその内容

該当しない

10-13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容

該当しない

10-14. 再審査期間

該当しない

10-15. 投薬期間制限医薬品に関する情報

該当しない

10-16. 各種コード

販 売 名	HOT 番号	厚生労働省薬価基準収載 医薬品コード	レセプト電算 コード
クロタミトンクリーム 10%「タイヨー」	117300003	2649722N1035	621730001
クロタミトン軟膏 10%「タイヨー」 (旧販売名)	117300001	2649722M1048	620004210

10-17. 保険給付上の注意

特になし

11. 文献

11-1. 引用文献

- 1) 武田テバファーマ(株)社内資料 (安定性試験)
- 2) 武田テバファーマ(株)社内資料 (配合変化試験)
- 3) 武田テバファーマ(株)社内資料 (生物学的同等性試験)

11-2. その他の参考文献

特になし

12. 参考資料

12-1. 主な外国での発売状況

該当しない

12-2. 海外における臨床支援情報

該当しない

13. 備考

13-1. その他の関連資料 特になし